

広報用資料

2014年度 定期航空協会 年次総会

資料

- 【1】 2013年度事業報告 …… P. 1
- 【2】 2014年度事業方針 …… P. 10
- 【3】 役員を選任 …… P. 12

2014年5月23日

【1】2013年度事業報告

定期航空協会規約第3条に示された本会の目的達成のため、2013年度事業として実施した協会運営、各政策課題への取り組み等は以下のとおりである。

I. 協会主催の会議

1. 総会

- | | | |
|----------|-----|--|
| (1) 臨時総会 | 開催日 | 2013年4月15日 |
| | 議案 | ①監事の選任 |
| (2) 年次総会 | 開催日 | 2013年5月20日 |
| | 議案 | ①2012年度事業報告
②2012年度収支決算
③2013年度事業方針
④2013年度収支予算
⑤役員を選任 |

2. 理事会

- | | | |
|----------|-----|--|
| (1) 第86回 | 開催日 | 2013年4月8日 |
| | 議案 | ①監事候補者の推薦
②臨時総会の開催
③ANAホールディングス株式会社の入会
④常任委員会委員の交代 |
| (2) 第87回 | 開催日 | 2013年4月24日 |
| | 議案 | ①2012年度事業報告
②2012年度収支決算
③2013年度事業方針
④2013年度収支予算
⑤役員を選任 |
| (3) 第88回 | 開催日 | 2014年4月10日 |
| | 議案 | ①株式会社ジェイエアの入会
②常任委員会委員の交代 |

II. 各政策課題への対応

1. 安全かつ安定的な航空輸送サービスの提供に係る事項

(1) 安全対策の強化

会員各社の社長を委員とする「安全委員会」を開催し、東日本大震災の経験を踏まえ、防災リスクマネジメントといったテーマについて、経営トップの情報、知見の共有化を図った。

(2) 危険物輸送への対応

航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示に沿った運用について、国土交通省航空局、国内定期航空保安協議会、航空保安事業センターを中心とする調整に参加し、旅客への周知においてもサポートを実施した。

(3) 中国による防空識別圏設定空域を航行する際の対応

2013年11月下旬の中国当局による防空識別圏の設定については、我が国政府の対応により当該空域において安全に運航できることが担保されたことから、当協会として、政府方針及び協力要請のとおり、中国当局へ飛行計画を提出しないことを決め、会員会社に周知した。

(4) 航空交通管制関連事項への対応

① 大規模災害発生時における管制対応検討会

南海トラフ地震や首都圏直下地震等の大規模災害発生により国内の多数空港が同時に閉鎖した場合を想定し、航行中の航空機が安全に着陸するための管制運用について検討する国土交通省航空局主催の「大規模災害発生時における管制対応検討会」に参画し、当該事態発生時の管制運用に対する留意点等について意見を述べた。

② 「移動受信用地上基幹放送等に係る制度整備（案）に対する意見募集」

総務省による「移動受信用地上基幹放送等に係る制度整備（案）に対する意見募集」に対し、隣接周波数帯が航空機着陸時の精密進入に使用されるILS等に割り当てられているため、当該運用において混信等が発生しないよう万全を期すことを求めるパブリックコメントを提出した。

2. 利用者利便の向上に係る事項

(1) 空域、航空路再編への対応

① CARATS推進協議会

国土交通省航空局主催の「将来の航空交通システムに関する推進協議会」に参画し、ロードマップの作成や指標の設定、目標の達成度の検証方法等について要望し、取りまとめへの反映を行った。

② 東京国際空港の航空機・船舶安全確保等検討委員会

国土交通省航空局主催の「東京国際空港国際線ネットワーク拡充に係る航空機と船舶の安全確保等検討委員会」に参画し、東京湾航行船舶に伴う東京国際空港の航空機運航制限を軽減させるための運用方式に関し、国土交通省航空局等の関係者と意見交換を行った。

(2) 空港整備への対応

切迫性の高い地震に対して津波による浸水の可能性があると考えられる空港（仙台、高知、宮崎、大分）を対象とする「空港の津波早期復旧対策検討委員会」に委員として参加した。津波被害を受けた場合に早期に空港を再開させるための留意点等について意見を述べ、4空港における「津波早期復旧計画」がとりまとめられた。

(3) インフルエンザ等対策特別措置法への対応

新型インフル特措法において、指定公共機関が作成すべきと定められている業務計画を策定するにあたり、民間事業者としての自主的な判断や安全の確保を担保しながら、指定公共機関の役割を果たすべく、国土交通省航空局や大臣官房危機管理室との協議を行った。

(4) 電子機器の使用制限見直しへの対応

安全阻害行為に指定している航空機内での電子機器の使用について、運航の安全を大前提に、米国やEUにおけるルール変更と整合を図り、航空機内の秩序を乱すことなく航空機内における電子機器の使用拡大を図るため、国土交通省航空局と調整を実施した。

3. わが国航空産業の競争力強化に係る事項

(1) 平成26年度税制改正要望

① 航空機燃料税軽減措置の延長

平成23年度税制改正において、平成23～25年度の間、26,000円/キロリットルから18,000円/キロリットルへの大幅な軽減がはじめて実現され、本邦航空会社の自己改革とも相まって、サービス品質改善等、利用者利便の向上が実現されてきているなど、本邦航空会社にとっては欠くことのできない措置となってきた。

本税の創設趣旨である空港整備等の財源としての役割は終えていること、および諸外国では極めて稀な税制であり、本邦航空会社の国際競争力を高める上での大きな課題となっていることから、将来的な本税の廃止または大幅低減も見据え、本軽減措置の延長について主張し、協会要望が実現されることとなった。

- 国内路線（沖縄・離島路線を除く）：
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで1キロリットル当たり：
18,000円（本則：26,000円）＜継続＞
- 沖縄路線：
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで1キロリットル当たり：
9,000円（本則：26,000円）＜継続＞
* 対象路線として、「沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機」が追加された。＜拡充＞
- 離島路線：
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで1キロリットル当たり：
13,500円（本則：26,000円）＜継続＞

② 国内線航空機に対する固定資産税軽減措置の延長

国際線・離島運航航空機に対しては、本税の恒久措置として軽減が図られており、主にローカル線を運航する国内線運航航空機に対しても暫定的に一部軽減が図られているところではあるが、航空機に固定資産税を課している国は稀であり、本邦航空会社の国際競争力を削ぐ要因となっていることから、将来的な本税の非課税化も見据え、国内線運航航空機に対する本軽減措置の延長について主張し、協会要望が実現された。

- 国内線就航機：
 - 最大離陸重量200t以上、または地方就航時間割合2/3未満の航空機：
平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間、新たに固定資産税が課されることとなる航空機に対して、
最初の3年度の課税標準を本則の2/3に軽減　＜継続＞

- ・ 最大離陸重量200t未満かつ地方路線時間割合2/3以上の航空機：
 - 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間、新たに固定資産税が課されることとなる航空機に対して、
 - 最初の5年度の課税標準を本則の2/5に軽減 <継続>
 - 国内線就航機（最大離陸重量50t未満かつ羽田/伊丹発着路線を除く路線の就航時間割合2/3以上の航空機）：
 - ・ 最大離陸重量30t以上、50t未満の航空機：
 - 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間、新たに固定資産税が課されることとなる航空機に対して、
 - 最初の1年度の課税標準を本則の3/8
 - その後の4年度の課税標準を本則の2/5に軽減 <拡充>
 - ・ 最大離陸重量30t未満の航空機：
 - 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間、新たに固定資産税が課されることとなる航空機に対して、
 - 最初の5年度の課税標準を本則の1/4に軽減 <拡充>

③ 地球温暖化対策税還付措置の延長

国内線航空機燃料に対しては暫定的に本税の還付措置が図られているところではあるが、航空機燃料には代替物が存在せず、本課税は使用燃料削減のインセンティブとはなりえない。また、すでに化石燃料課税として航空機燃料税が課せられているほか、本税同様の環境税を課している欧州諸国においては、航空輸送は非課税とされており、更なる負担は国際競争力の阻害要因となることから、本還付措置の延長について主張し、協会要望が実現されることとなった。

- 国内線航空機燃料：
 - 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで：還付
 - <継続（期間は3年間となり拡充）>
 - *国際線航空機燃料は本税課税対象外

④ 航空機部分品等に対する関税免税の延長

本邦で使用されているほぼ全ての航空機は外国製であるため、航空機の整備・修理に使用する部分品等についても、航空局認可規程に定められた外国からの輸入品の使用が求められている。航空機整備・修理の円滑な実施と航空機の安全性確保のため、航空機の部分品等に関して、本免税措置の延長について主張し、協会要望が実現されることとなった。

- 航空機部分品等に対する関税：
 - 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで：免税 <継続>

⑤ 航空券連帯税（仮称）の導入反対

国際連帯税が法制化された場合に新たな課税として検討されている国際航空券に対する課税については、わが国航空産業の競争力を阻害するものであり、国土交通省航空局とも歩調を合わせ、関係者一体となった強い導入反対の取り組みの結果、平成26年度における導入は見送られた。

(2) 着陸料軽減措置に係る対応

2014年度より、全体の歳入規模は維持しながら、国内線着陸料の一部を旅客数連動とする体系へ移行されることに対し、パブリックコメントを提出し、今後、低需要時の航空会社による固定費負担リスクへの対応に留まらず、抜本的な利用者負担軽減につながる政策を推進するよう要望した。

(3) 那覇空港滑走路増設事業の予算措置

2014年1月に着工し、2019年末までの完成が予定されている那覇空港滑走路増設事業に要する経費への予算措置につき、国土交通省航空局との打ち合わせやエアライン連絡調整会議を通じて、情報収集や意見交換を行ってきたところ、2014年度から2018年度までの5年間、総事業費1993億円に対し、国費330億円（空整勘定150億円、一般会計180億円）を計上する措置が講じられた。

(4) 国管理空港等における空港経営改革推進への対応

民活空港運営法の成立を受け、基本方針が策定されるにあたっては、国土交通省航空局との協議やパブリックコメントを通じて、利用者負担の適正化や利用者意見が尊重される制度を要望し、その方向性が基本方針に盛り込まれた。

(5) 国土交通省交通政策審議会航空分科会基本政策部会への対応

第6回から第14回まで合計9回開催された基本政策部会に関して、国土交通省航空局との情報共有等を通じて動向を注視し、特に中間とりまとめに向けては、利用者利便の向上や利用者負担の軽減について協議を重ねた。

(6) 航空機無線設備の検査等に関する規制緩和への対応

総務省「航空機局の定期検査等に関する評価会」における作業チームの構成員として、航空機無線設備の検査等に係る規制見直しの検討に参画し、安全性確保を前提に、業界要望の反映に取り組んだ。

4. 社会的な役割の遂行に係る事項

(1) 環境対策

① 地球温暖化防止への対応

日本経済団体連合会（以下、経団連）、国土交通省が各々取りまとめを行っている温室効果ガス対策に係る「自主行動計画」に、航空分野の進捗状況を反映させた。提供座席キロあたりCO₂排出量は、2008～2012年度の平均で1990年度比16.7%削減となり、目標の13.5%削減を達成することができた。

(*) 目標：提供座席キロあたりCO₂排出量を2008～2012年度の平均で1990年度比13.5%削減：

② 循環型社会形成への対応

経団連が取りまとめを行っている廃棄物削減に向けた「自主行動計画」に、航空分野の進捗状況を反映させた。2012年度実績は179トンであり、航空分野の目標(*)達成に向けて順調に推移している。

(*) 目標：2015年における産業廃棄物最終処分量を202トンまで削減

③ バイオジェット燃料等代替燃料への対応

バイオジェット燃料等代替燃料への対応について、国土交通省、経済産業省、石油業界と協議を開始した。2020年にはバイオジェット燃料を本格導入できるよう、2015年度から官民一体となった実証試験を実施するための調整を実施している。

④ エコエアポート・ガイドライン改訂への対応

エコエアポート・ガイドライン(*)検討会に参画し、航空会社の取り組み事例を紹介するなかで、バイオジェット燃料等代替燃料の普及に向けた取り組み強化の重要性を紹介した。

(*)2003年策定、2006年改訂

⑤ ICAOへの対応（国際航空分野における温室効果ガス排出削減対策）

国際航空分野における気候変動対策について、国土交通省と連携して対応を図ってきたが、2013年のICAO総会において市場メカニズムを活用した世界的な排出削減制度（グローバルMBM）の構築が決定され、2020年から実施するための仕組みを2016年の次回ICAO総会に提案されることとなった。また、2020年までの間に地域的なMBMを実施する場合は、領空内であっても関係国の相互合意の取り付けが必要になることと少量排出国を除外して適用するとされた。引き続き、国土交通省と連携して、仕組みの調整を図っている。

⑥ 欧州排出権取引 (EU-ETS) への対応

2013年のICAO総会を受けて、欧州委員会から2014年から範囲をEU領空に限定してEU-ETSを導入するとともに少量排出国を除外する制度変更の提案を受け、国土交通省と連携して導入延期に向けた対応を図った結果、2014年4月3日の欧州会議において、2016年ICAO総会でグローバルMBMが提案されることを前提として、2016年まではEU域外とEU域内を結ぶ路線は引き続きEU-ETSの対象から除外されることが決議された。

⑦ 低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金への対応

国土交通省と連携して対応を図った結果、2014年度から空港内特殊車両のエコ化等航空分野の低炭素促進事業に対して、要件を満たすことで費用の1/2の補助が認められることとなった。

(2) 情報セキュリティ対策強化への対応

国の重要インフラ事業者として情報セキュリティ対策の強化が求められている中、セプターカウンシルおよび重要インフラ専門委員会に参加し、各種ワーキンググループの活動等を通じて、関連情報の収集や業界横断的な情報共有体制の構築を進めた。また、「セプター訓練」「分野横断的演習」「ワークショップ」にも参加し、標的型をはじめとするサイバー攻撃への対応力向上を図った。

(3) バリアフリーへの対応

障害者差別解消法が成立し、今後は、政府の基本方針及び各省庁の対応要領が策定されることを踏まえ、全国バリアフリーネットワーク会議への委員としての出席や国土交通省航空局との情報共有を通じて、今後の進め方を確認すると同時に、会員各社における障害者対応の実態等を把握するよう努めた。

(4) 消費税増税への対応

2014年度からの消費税増税に先立ち、財務省、公正取引委員会、消費者庁より講師を招き、消費税転嫁対策特別措置法の趣旨、運用上の留意点等に関する会員各社担当者に対する説明会を実施したほか、適宜、消費税増税に向けての情報提供を行った。

Ⅲ. 総務、広報関連事項

国土交通省をはじめとした関係省庁・機関等からの通達、連絡事項の周知および各種照会事項に関し、速やかに対応するとともに、ホームページを活用した情報公開に努め、会員サービスの充実を図った。

Ⅳ. 役員及び会員会社の現況（2013年度末現在）

1. 役員

会長・理事	植木 義晴	日本航空(株)代表取締役社長
理事長	辻岡 明	
理事	伊東 信一郎	ANAホールディングス(株) 代表取締役社長
監事	坂本 深	日本貨物航空(株) 代表取締役社長
監事	齋藤 貞夫	(株)AIRDO 代表取締役社長

2. 会員会社（全12社）

日本航空(株)	(株)ジャルエクスプレス
ANAホールディングス(株)	(株)AIRDO
全日本空輸(株)	(株)エアージャパン
日本貨物航空(株)	スカイネットアジア航空(株)
日本トランスオーシャン航空(株)	(株)スターフライヤー
日本エアコミューター(株)	ANAウイングス(株)

【2】2014年度事業方針

定期航空協会規約第3条に示された本会の目的達成のため、2014年度事業として予定している政策課題、協会運営への取り組み等は以下のとおり。

I. 航空を取り巻く情勢と基本方針

わが国経済は、株価の上昇、上向きな個人消費や雇用環境などの回復基調が見られる一方、消費税率の引き上げや不安定な海外情勢などの懸念要素もあり、企業の景況感や国民の生活実感にはばらつきが見られるなど、本格的、安定的な経済成長は未だ見通しきれない状況にある。

航空業界においては、わが国の国内線旅客・貨物航空輸送量は回復傾向にあり、昨年訪日外国人旅行者は初めて1,000万人を超えるなど、明るい兆しもみられつつある。また、世界の需要予測では、特にアジア太平洋地域における大幅な成長が予測されているが、オープンスカイの進展や海外LCCの参入等によって、グローバルな競争環境は早いスピードで変化し、より厳しさを増している。さらに、燃油価格の高止まりと円安基調の継続は、本邦航空会社の経営には大きな課題となっている。

こうした環境下、税制上の軽減措置が軒並み期限を迎えた昨年度は、会員会社の協力のもと、関係各所への精力的な働きかけを実施し、航空機燃料税に対する3年間の軽減措置延長など、利用者負担の軽減に向けた協会の要望が実現された。

わが国が、「日本再興戦略」に掲げられた観光立国の実現を通じて、アジアをはじめとする世界の成長を取り込み、日本経済と地域経済の再生を果たすには、首都圏空港のさらなる機能強化に加え、本邦航空会社の一層の競争力強化が必要である。本邦航空会社が、よりグローバルかつ厳しいステージでの戦いに臨むにあたっての環境整備として、今年度においても、利用者負担の軽減をさらに進めるよう、積極的な取り組みを行っていく。利用者利便の向上を図り、経済産業活動や国民生活を支える社会基盤として、航空を取り巻く情勢に迅速かつ的確に対応し、会員各社の期待に応えるべく、以下の重点課題に取り組む。

II. 重点課題

1. 安全かつ安定的な航空輸送サービスの提供に係る事項

公共交通機関の重要な責務である安全な航空輸送サービスを提供するため、安全委員会での議論等を通じ、業界全体の安全文化の醸成や安全マネジメントシステムの充実に取り組むとともに、航空の安全についての啓発活動を行う。

2. 利用者利便の向上に係る事項

利用者利便の向上を図るために会員会社共通の課題を解決すべく積極的且つ的確に対応する。特に、航空機内における電子機器の使用拡大については、安全阻害行為に指定されていることもあり、安全を大前提に米国やEUとルールとの整合を図るべく積極的且つ的確に対応する。あわせて、利用者への啓発活動や対策を適宜実施する。

3. わが国航空産業の競争力強化に係る事項

日本経済および地域経済再生のためには、航空ネットワークを担う本邦航空会社の国際競争力強化という視点が必須である。国土交通省交通政策審議会航空分科会基本政策部会での議論を踏まえ、利用者負担の軽減を図るべく、空港使用料をはじめとした公租公課のあり方に関する課題に積極的に取り組む。

4. 社会的な役割の遂行に係る事項

当協会としては引き続き、社会・経済を支える基本インフラとしての役割と環境との共生を考え、温暖化対策への議論に積極的に参加するとともに国内外の状況を踏まえ、意見発信を行う。特に、国際航空分野におけるグローバルMBMやバイオジェット燃料等代替燃料については、2014年度に積極的且つ的確な対応が求められるため、国土交通省と密に連携を図っていく。

Ⅲ. その他

1. 総務、広報関連事項

国土交通省はじめ関係省庁等からの通知、意見照会、各課題の検討に際し、会員各社とのコミュニケーションを密にし、情報の周知や意見反映等の充実を図る。また、協会及び航空業界へのより広範な理解が得られるよう、ホームページ等を活用した情報発信を促進する。

【3】 役員を選任

役 職	役 員 名
会 長	篠辺 修 (全日本空輸(株) 代表取締役社長)
理 事 長	辻岡 明
理 事	植木 義晴 (日本航空(株) 代表取締役社長)
監 事	坂本 深 (日本貨物航空(株) 代表取締役社長)
監 事	齋藤 貞夫 (株)AIRDO 代表取締役社長)

以 上